

# 運転と地域移動支援 実践者制度

資格認定申請・更新手続きの  
方法

Ver.1.1 (2024年2月)



# 目次

**新規申請** .....P.3

- ・資格要件 .....P.3
- ・申請に必要な書類 .....P.5
- ・申請方法 .....P.6
- ・審査結果の通知 .....P.7

**有効期間** .....P.8

# 新規申請 - 資格要件

第2条 初回の資格認定要件は下記項目すべてを満たすこととする。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること
  - (2) 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）正会員であること
  - (3) 都道府県作業療法士会正会員であること
  - (4) 下記の2条件をすべて満たしていること
    - ① 本会が主催する運転と地域移動支援研修を受講し、修了試験に合格していること
    - ② 臨床実践と研鑽における5年以内の報告が2件以上あること。
- （以下のアからウにおいて5年以内に合計2件以上の研究論文及び学会発表があること）
- ア 別表1に定める学術誌における運転と地域移動支援に関する研究論文の筆頭著者であること
  - イ 別表2に定める学会において運転と地域移動支援に関する発表の筆頭演者であること
  - ウ 別表1・2以外について、審査会が妥当であると認めた学会・学術誌での筆頭演者・著者であること

（運転と地域移動支援実践者制度規程）

# 新規申請 - 資格要件

## 別表1

- ・本会学術誌『作業療法』
- ・本会英文学術誌『Asian Journal of Occupational Therapy』
- ・都道府県学会誌
- ・その他作業療法及び運転関連学術誌等

## 別表2

- ・日本作業療法学会
- ・都道府県作業療法学会
- ・運転と作業療法研究会学術大会
- ・日本高次脳機能障害学会
- ・日本リハビリテーション医学会学術集会
- ・日本安全運転医療学会
- ・日本交通心理学会年次大会
- ・その他作業療法および運転関連学会等

(運転と地域移動支援実践者制度規程)

# 新規申請 - 申請に必要な書類

1. 運転と地域移動支援実践者資格認定審査申請書（別記第1号様式）

▶ 協会HP（教育関連＞協会認定資格試験・審査会情報＞運転と地域移動支援実践者制度）に掲載

2. 作業療法士免許証の写し

3. 本会の当該年度電子会員証の写し

▶ 会員ポータルサイト「会員証」メニューから印刷

4. 運転と地域移動支援研修会の受講証明書

5. 臨床実践と研鑽における報告がわかるもの（学術誌、抄録集あるいはプログラム集等）の写し

▶ 申請年度から5年以内のもの、2件分  
（例：2023年度申請であれば、2019年度～2023年度の実績が対象）

▶ 表紙・目次（タイトル、氏名、いつ、どこで、どのような学会で発表されたか／  
発刊の年月日がわかるページ）

▶ 論文・抄録全頁

▶ 日本作業療法学会での発表の場合は、以下よりログインにて抄録をDLいただけます。

[https://www.jaot.net/jireinet/gakujutu\\_menu.php?param=gakujutu\\_db](https://www.jaot.net/jireinet/gakujutu_menu.php?param=gakujutu_db)

6. 所属する士会における当該年度の会員歴証明書

# 新規申請 - 申請方法

**前頁の「申請に必要な書類」1～6を印刷し、協会事務局まで郵送**

※封筒に「**運転と地域移動支援実践者資格認定審査申請書類在中**」  
と記載

▶ 郵送先

〒111-0042

東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル7階

一般社団法人日本作業療法士協会事務局

- ・書類受領のご連絡は致しません。
- ・書類等の不備があった場合には、協会に登録されているメールアドレス宛にご連絡致します。

## 新規申請 – 審査結果の通知

審査後、審査結果をメールにて通知し、認定証を郵送します。

※本会内理事会にて承認の後結果の通知となるため、場合によっては審査会開催後1～2か月ほどの時間を有することもあります。  
予めご了承ください。



## 有効期間

- ▶ 運転と地域移動支援実践者の有効期間は、認定決裁の日付にかかわらず、申請のあった月の1日を起算日として5年間とする。尚、認定更新を3回行った場合は、次の有効期間は10年とする。
- ▶ 運転と地域移動支援実践者は、有効期間内に資格認定更新審査を受けなければならない。
- ▶ やむを得ない事情により有効期間内に資格認定更新の申請ができない者は、運転と地域移動支援認定制度規程細則に定める手続により有効期間を延長することができる。延長期間は2年以内とする。
- ▶ 有効期間内に資格認定更新審査を受けなかった場合は、運転と地域移動支援実践者資格は失効する。

(運転と地域移動支援実践者制度規程)